

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年5月27日
【会社名】	株式会社エルテス
【英訳名】	Eltes Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 貴弘
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地94 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。) 東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー9F (2026年5月25日より本社移転に伴い、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号から上記に移転しております。)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長菅原貴弘は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年2月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用関連会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。全社的な内部統制の評価範囲とした事業拠点の売上高を合算すると、連結売上高の概ね95%を占めております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業がデジタルリスク事業、AIセキュリティ事業、DX推進事業及びスマートシティ事業であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点としました。企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び外注費（売上原価）計上に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。事業拠点別の評価業務プロセスについては、当社「デジタルリスク事業」については売上高、売掛金、外注費を、株式会社And Security「AIセキュリティ事業」については売上高、売掛金を、株式会社イーリアルティ「管理手数料・更新料・不動産売買事業」については売上高、売掛金、サブリース原価、販売用不動産仕入れ、株式会社JAPANDX「DX推進事業」については売上高、売掛金、外注費を対象といたしました。さらに重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。